

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
島根県	日本政策金融公庫	松江支店	中小企業事業	0852-21-0110
島根県	日本政策金融公庫	松江支店	国民生活事業	0852-23-2651
島根県	日本政策金融公庫	浜田支店	国民生活事業	0855-22-2835
広島県	日本政策金融公庫	広島支店	中小企業事業	082-247-9151
広島県	日本政策金融公庫	広島支店	国民生活事業	082-244-2231
広島県	日本政策金融公庫	尾道支店	国民生活事業	0848-22-6111
広島県	日本政策金融公庫	福山支店	国民生活事業	084-922-6550
広島県	日本政策金融公庫	呉支店	国民生活事業	0823-24-2600
福岡県	日本政策金融公庫	福岡支店	中小企業事業	092-431-5296
福岡県	日本政策金融公庫	福岡支店	国民生活事業	092-411-9111
福岡県	日本政策金融公庫	福岡西支店	国民生活事業	092-712-4381
福岡県	日本政策金融公庫	北九州支店	中小企業事業	093-531-9191
福岡県	日本政策金融公庫	北九州支店	国民生活事業	093-541-7550
福岡県	日本政策金融公庫	八幡支店	国民生活事業	093-641-7715
福岡県	日本政策金融公庫	久留米支店	国民生活事業	0942-34-1212
佐賀県	日本政策金融公庫	佐賀支店	中小企業事業	0952-24-7224
佐賀県	日本政策金融公庫	佐賀支店	国民生活事業	0952-22-3341
島根県	商工中金	松江支店		0852-23-3131
島根県	商工中金	浜田営業所		0855-23-3033
広島県	商工中金	広島支店		082-248-1151
広島県	商工中金	広島西部支店		082-277-5421
広島県	商工中金	福山支店		084-922-6830
福岡県	商工中金	福岡支店		092-712-6551
福岡県	商工中金	北九州支店		093-533-9567
福岡県	商工中金	久留米支店		0942-35-3381
佐賀県	商工中金	佐賀支店		0952-23-8121
島根県	島根県信用保証協会			0852-22-2837
広島県	広島県信用保証協会			082-228-5501
福岡県	福岡県信用保証協会			092-415-2604
佐賀県	佐賀県信用保証協会			0952-24-4343
島根県	松江商工会議所			0852-23-1616
島根県	浜田商工会議所			0855-22-3025
島根県	出雲商工会議所			0853-23-2411
島根県	平田商工会議所			0853-63-3211
島根県	益田商工会議所			0856-22-0088
島根県	大田商工会議所			0854-82-0765
島根県	安来商工会議所			0854-22-2380
島根県	江津商工会議所			0855-52-2268
広島県	広島商工会議所			082-222-6610
広島県	尾道商工会議所			0848-22-2165

広島県	呉商工会議所	0823-21-0151
広島県	福山商工会議所	084-921-2345
広島県	三原商工会議所	0848-62-6155
広島県	府中商工会議所	0847-45-8200
広島県	三次商工会議所	0824-62-3125
広島県	庄原商工会議所	0824-72-2121
広島県	大竹商工会議所	0827-52-3105
広島県	竹原商工会議所	0846-22-2424
広島県	因島商工会議所	0845-22-2211
広島県	東広島商工会議所	082-420-0301
広島県	廿日市商工会議所	0829-20-0021
福岡県	福岡商工会議所	092-441-1110
福岡県	久留米商工会議所	0942-33-0211
福岡県	北九州商工会議所	093-541-0181
福岡県	大牟田商工会議所	0944-55-1111
福岡県	飯塚商工会議所	0948-22-1007
福岡県	直方商工会議所	0949-22-5500
福岡県	八女商工会議所	0943-22-5161
福岡県	田川商工会議所	0947-44-3150
福岡県	柳川商工会議所	0944-73-7000
福岡県	豊前商工会議所	0979-83-2333
福岡県	行橋商工会議所	0930-25-2121
福岡県	苅田商工会議所	093-436-1631
福岡県	大川商工会議所	0944-86-2171
福岡県	豊前川崎商工会議所	0947-73-2238
福岡県	嘉麻商工会議所	0948-52-0855
福岡県	筑後商工会議所	0942-52-3121
福岡県	宮若商工会議所	0949-32-1200
福岡県	朝倉商工会議所	0946-22-3835
福岡県	中間商工会議所	093-245-1081
佐賀県	佐賀商工会議所	0952-24-5155
佐賀県	唐津商工会議所	0955-72-5141
佐賀県	伊万里商工会議所	0955-22-3111
佐賀県	鳥栖商工会議所	0942-83-3121
佐賀県	有田商工会議所	0955-42-4111
佐賀県	小城商工会議所	0952-73-4111
佐賀県	武雄商工会議所	0954-23-3161
佐賀県	鹿島商工会議所	0954-63-3231
島根県	島根県商工会連合会	0852-21-0651
広島県	広島県商工会連合会	082-247-0221
福岡県	福岡県商工会連合会	092-622-7708
佐賀県	佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
島根県	島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
広島県	広島県中小企業団体中央会	082-228-0926
福岡県	福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
佐賀県	佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
全国	全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
島根県	島根県よろず支援拠点	0852-60-5103
広島県	広島県よろず支援拠点	082-240-7706
福岡県	福岡県よろず支援拠点	092-622-7809
佐賀県	佐賀県よろず支援拠点	0952-34-4433
中国	中小機構 中国本部 企業支援部 企業支援課	082-502-6555
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課	092-263-0300
中国	中国経済産業局 産業部中小企業課	082-224-5661
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課	092-482-5447

〔日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも令和3年8月2日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.26%

【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

【貸付期間】

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

- ①対象資金:経営安定資金
- ②保証割合:100%保証
- ③保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →
- ④保証人:原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
+
【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と
1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（令和3年8月16日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月
505万円以上 60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）

①被災したことを証明する下記いずれかの証明書

- ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書
- ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）

②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が

分かるもの)

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3 ヶ月以内発行の原本）

④本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する
手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。